

(参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAの譲許表(EPAに基づき適用される関税率の表)と品目別規則(EPAに基づき適用される原産地規則の表)のHSコードは、それぞれのEPAが交渉された時点でのHSコードを使用している。一方、輸出入申告にあたっては2017年版(最新版)HSコードに基づいて行う。

原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

2002年版HSコード(2008年12月までに発効したEPA)

⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコード(2009年～2012年に発効したEPA) ⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコード:(2013年以降に発効したEPA) ⇒日豪、日モンゴル

参考資料:

税関「関税分類の概要」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm

税関「輸出統計品目表2016年版」

<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2016/index.htm>

税関「実行関税率表2016年6月7日版」

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

税関「輸入手続きの便利な制度」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

税関「輸入申告書」

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf

税関「輸入申告書記載要領」

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf

ジェトロ「事前教示制度:タイ」

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/W-150806.html>

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261

東京税関:03-3529-0700

横浜税関:045-212-6156/045-212-6000

名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100

大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001

神戸税関:078-333-3118/078-333-3100

門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372

長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099